

千葉県告示第1031号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和4年12月27日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
リハリンクスキッズ おゆみ野 千葉県緑区おゆみ野 2丁目2-1	株式会社発達障害リハビリテーション研究センター 千葉県緑区おゆみ野3丁目24-1アイ・ティー・オーおゆみ野B号室 代表取締役 大山 直樹	令和5年1月1日	1250102181	児童発達支援 放課後等デイサービス